

令和 7 年度（令和 6 年分）から適用される主な税制改正

◆令和 7 年度定額減税

令和 7 年度(令和 6 年分)の個人住民税に係る合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下である納税義務者のうち、合計所得金額が 48 万円以下の配偶者を有する方（国内に住所を有する場合に限る）に対して、税額控除後の所得割額から最大 1 万円が控除されます（※）。

※ 税額控除後の所得割額が 1 万円未満の場合は、税額控除後の所得割額が限度となります。

◆子育て世帯等に対する住宅借入金等特別（税額）控除の拡充

子育て世帯・若者夫婦世帯が令和 6 年中に認定住宅等の新築住宅等に入居した場合の借入限度額が下表のとおりとなります（令和 4・5 年中に入居した場合の水準を維持）。

- 対象世帯 （1）～（3）のいずれかに該当する者
- （1）40 歳未満で、配偶者を有する
 - （2）40 歳以上で、40 歳未満の配偶者を有する
 - （3）19 歳未満の扶養親族を有する

住宅区分	借入限度額 (対象世帯)	借入限度額 (対象世帯以外)
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5, 0 0 0 万円	4, 5 0 0 万円
Z E H水準省エネ住宅	4, 5 0 0 万円	3, 5 0 0 万円
省エネ基準適合住宅	4, 0 0 0 万円	3, 0 0 0 万円